

正 会 員 各 位

(一社)全国LPガス協会

「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」の施行に関するQ & Aについて  
(お知らせ)

標記につきまして、令和8年1月30日付全L協保安・業務G7第200号において「貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」(以下「改正法」という。)の施行について、以下のとおりお知らせいたしました。

- ・荷主側が「白ナンバーのトラック」であると認識して有償で運送行為を発注した時点で違法行為となり得る。
- ・違法な「白ナンバーのトラック」に関わっているおそれや疑いのある荷主等が「トラック・物流Gメン」による是正指導の対象となる。

さらにLPガス配送トラックの見解については、国土交通省 物流・自動車局 貨物流通事業課(以下「貨物流通事業課」という。)より、

- ・白ナンバートラックの使用目的は自家用乗用車と同義であり、自社のLPガスを自社の車で運ぶことを目的とした上で運賃による利益が発生しなければ、違法行為に当たらない。
- ・ただし、自社のLPガスを委託会社が運んでいて、運賃の請求を受けている場合は、その委託会社は緑ナンバートラックが前提となっている。

その後、会員の皆様から多くのお問い合わせをいただいておりますことから、LPガスを配送するトラックに関するご質問内容について、改めて、貨物流通事業課に確認しましたところ、別添2のとおり回答がありました。

貨物流通事業課から示された回答を踏まえ、当協会事務局にて別添1のとおり極力わかりやすいようにQ & Aを作成しましたので、ご活用ください。

なお、白ナンバートラックの運用が法令に抵触しないか等の最終的な確認につきましては、管轄の地方運輸支局へ直接お問い合わせをお願いいたします。

つきましては、都道府県協会におかれましては会員に対し、また直接会員におかれましては営業所等に対し、ご周知くださいますようお願いいたします。

以 上  
発信手段：Eメール  
担当：保安・業務グループ 森、岩田

## 貨物自動車運送事業法改正に関するQ &amp; A

## 販売事業者からの主な質問

	質問内容	回 答
1	今回の改正で白ナンバートラックの件は、販売事業者に影響がありますか？	令和8年4月1日以降、委託者＝利用者の法律上の責任も問われることになりました。委託者が白ナンバートラックでLPガスの集配を受けたり、委託する配送センターが白ナンバートラックならば、違法性のない白ナンバートラック使用なのか（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外である委託者の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）を卸事業者に対して確認して、理解しておく必要があります。
2	白ナンバートラックの配送センターに任せても大丈夫なのではないでしょうか？	配送センターには、緑ナンバートラックでの運営と白ナンバートラックでの運営の2種類があります。1拠点で5台以上有している配送センターでも、あえて緑ナンバーを取得せず、適法に白ナンバートラックで運営している卸事業者もあります。委託する配送センターの使用トラックが白ナンバートラックならば、違法性のない白ナンバートラック使用なのか（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）を卸事業者に対して確認して、理解しておく必要があります。

## 卸事業者からの主な質問

	質問内容	回 答
1	白ナンバートラックで運用していますが、今回の改正は白ナンバートラックに対する規制強化なのではないでしょうか？	平成元年の法制化当時から白ナンバートラックは規制され、現在もその内容は変わっていません。当時、陸運局支部などに聞き適法であることを確認した上で、白ナンバートラックでの運用を続けているのであれば全く問題はありません。調べずに一人親方(同義:庸車、持込み)のまま続けている白ナンバートラックによる有償でのLPガスの集配や配送センターは違法です。違法性のない白ナンバートラック使用（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）が必要です。
2	トラックが5台に満たない場合は緑ナンバー取得の特例などあるのでしょうか？ また、5台に満たない場合は未申請で良いのでしょうか？	5台以上が緑ナンバーの認可対象ですが、島しょ(他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの)については車両数の特例があります。(最寄の運輸支局にご相談ください)。白ナンバーの届出等はありませんが、違法性のない白ナンバートラック使用（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）が必要です。
3	白ナンバートラックで配送料無しで充填料の請求だけの場合は、規制対象外という考え方で良いのでしょうか？	名目の如何にかかわらず、運送の対価としての有償性がある場合には運送事業の許可等が必要となります。違法性のない白ナンバートラック使用（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）が必要です。
4	白ナンバートラックを10台以上所有し、配送センターでの運用以外に米、水など配送も行っています。白ナンバーのままが良いのでしょうか？ また、緑ナンバーを取るにはどうしたら良いのでしょうか？	違法性のない白ナンバートラック使用（受託者が運送事業の許可や届出なく自社利用以外の製品を有償で貨物運送を行うのは違法）ならば、白ナンバーのまま構いません。運送の対価としての有償性がある場合は緑ナンバートラックであることが求められ、貨物自動車運送事業法の許可が必要です。申請方法については国交省運輸支局のHPを参照してください。なお、トラックが5台以上あっても緑ナンバー取得が必須ではなく、大手卸事業者が違法性のない白ナンバートラック使用（自社利用以外の製品の有償での配送は行わない）をしているケースは数多くあります。

## 国土交通省からの回答 貨物自動車運送事業法改正に関するQ &amp; A

## 販売事業者からの主な質問

	質問内容	回 答
1	今回の改正で白ナンバートラックの件は、販売業者に影響がありますか？	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法の許可が必要となります。今回の改正法により、令和8年4月1日以降は、運送事業の許可や届出なく有償で貨物の運送を行う違法な事業者に対し、貨物の運送を委託した者についても、新たに処罰等の対象となります。
2	白ナンバートラックの配送センターに任せても大丈夫なのでしょうか？	同上

## 卸事業者からの主な質問

	質問内容	回 答
1	白ナンバートラックで運用していますが、今回の改正は白ナンバートラックに対する規制強化なののでしょうか？	現行でも、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法の許可が必要となります。今般の改正は、運送事業の許可や届出なく有償で貨物の運送を行う違法な事業者に対し、貨物の運送を委託した者についても、新たに処罰の対象としたものです。
2	トラックが5台に満たない場合は緑ナンバー取得の特例などあるのでしょうか？ また、5台に満たない場合は未申請で良いのでしょうか？	一般貨物自動車運送事業の許可基準において、島しょ（他の地域と橋梁による連絡が不可能なもの）については、車両数の特例がある場合があります。（最寄の運輸局にご相談ください。）
3	白ナンバートラックで配送料無しで充填料の請求だけの場合は、規制対象外という考え方で良いのでしょうか？	名目の如何にかかわらず、運送の対価としての有償性が無い場合には許可等は不要となります。
4	白ナンバートラックを10台以上所有し、配送センターでの運用以外に米、水など配送も行っています。白ナンバーのままが良いのでしょうか？ また、緑ナンバーを取るにはどうしたら良いのでしょうか？	他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して、貨物を運送する場合は、貨物自動車運送事業法の許可が必要となります。許可申請にあたっては、最寄の運輸局において、審査基準等を公示させていただいておりますので、HP等をご参照としていただければと思います。